

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

## 【山北地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
さんぽく会館	集会室	午前、 午後、 夜間	2,200	150	1時間	950	
	和室1、和室2、会議室1、 会議室2		350			200	
	談話室1、談話室2		100			150	
	調理実習室		600			250	
山北総合体育館	アリーナ	1時間	1,000	—	1時間	1,500	山北教育事務所 (77-3798)
	アリーナ1/2		500			750	
	アリーナ 照明		500			750	
	アリーナ1/2 照明		250			350	
	ステージのみ		300			450	
	武道場		300			450	
	武道場 照明		100			150	
	アリーナ、武道場 (個人利用)		100			150	
	トレーニング室、走路 (個人利用)	1回・ 1人	100	1回・ 1人	1室	150	
	会議室、選手控室等	1室	200			300	
山北球場	野球場	1時間	500	—	1時間	700	
山北テニスコート	テニスコート(1面)	1時間	200	—	1時間	300	
山北コミュニティセ ンター 雷ふれあいセン ター	アリーナ	1時間	500	—	1時間	変更なし	
	アリーナ 照明		200				
	アリーナ(個人利用)		—			150	
山北多目的 グラウンド	グラウンド	1時間	500	—	1時間	変更なし	
	グラウンド 照明		1,000				
	グラウンド(個人利用)		100			150	
山北ピクニック広場	広場(小中学生は無料)	1日	100	—	1日	変更なし	
山北ふるさと広場 山北児童遊戯広場 山北サイクリング ロード	広場	—	無料	—	—	変更なし	
大川谷教員住宅	住宅(単身棟)	月額	10,000	—	月額	15,000	
	住宅(世帯棟)		30,000			45,000	
さんぽく小学校	体育館	1時間	200	200	1時間	600	山北教育事務所 (77-4052)
	教室		100	—		150	
山北中学校	体育館S	1時間	300	200	1時間	750	
	体育館W		500			1,050	
	教室		100			150	
福祉センター ゆり花会館	講堂	午前、 午後、 夜間、 終日	970～ 3,680	970～ 3,680	1時間	750	介護高齢課 高齢者支援室 (75-8935)
	調理実習室		850～ 3,070	850～ 3,070		450	
	集会室、ミーティングルーム、和室		650～ 2,500	650～ 2,500		350	

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

## 【山北地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
福祉センター ゆり花会館	浴場(大人) ※入湯税を含まない	1回・ 1人	250	—	1回・ 1人	350	介護高齢課 高齢者支援室 (75-8935)
	浴場(市内68歳以上→市内 65歳以上) ※入湯税を含まない ※R8から2年間は100円と する経過措置あり		0			250	
	浴場(大人) ※入湯税を含まない	回数券 (11枚)	2,500		—	—	
	浴場(小人) ※小学生		1,000			—	

## 減免基準の見直し

各団体の減額・免除区分のお問い合わせは、各施設のお問い合わせ先にお願いします。

区分	見直し基準
10割免除	市(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業で利用するとき(後援は除く)
	市以外の官公署が利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき
5割減額※	施設の設置目的に応じ、各施設の設置目的固有の使用団体が利用するとき
	市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき

※令和10年3月31日まで「5割減額」は「6割減額」とします。